

令和8年度第1回埼玉県少子化対策協議会 次第

日時：令和8年7月7日（火）

10:00～11:30

方法：Teams

1 開会

2 挨拶

議長（埼玉県福祉部こども政策局長）

3 議題等

- （1） 令和8年度における少子化対策協議会の運営について
- （2） こどもの居場所づくりにおける国庫補助事業の活用について
- （3） 放課後児童対策について
- （4） 令和8年度新規事業「共同親権相談支援事業」について
- （5） 地域少子化対策重点推進交付金について
- （6） 令和8年度 出会い・結婚支援事業について
（20代限定！恋たま利用登録料無料キャンペーン、若者出会い応援事業）
- （7） 埼玉県の働き方改革推進施策について
- （8） その他

4 閉会

令和8年度少子化対策協議会の運営について

資料（1）

少子化対策協議会

議長

県福祉部こども政策局長

構成委員

県内市町村の少子化対策主管部課長

埼玉県と埼玉県内市町村が取り組む少子化対策について、地域ごとの課題の把握及び分析を行い、その分析結果に基づいた効果的な少子化対策の検討を行う。

委員の
一部
で構成

特定の事項に関する調査及び検討を行う場
＝ ワーキングチーム

【R8 WGテーマ】

結婚新生活
支援事業

内容を協議会に
フィードバック・共有

こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業

成育局 成育環境課

＜こども政策推進事業費補助金＞ 令和８年度予算案 ７億円（９億円）

事業の目的

- こどもの視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、地方自治体におけるこどもの居場所づくりの支援体制の構築等に必要な「こどもの居場所づくりコーディネーター」の配置等の支援を行う。「こどもの居場所づくりコーディネーター」は、地域の既存資源の把握やネットワーキング、利用ニーズの実態把握や、新たに居場所づくりをする人の支援、継続していくためのサポート等の役割を担い、地域全体でこどもの居場所づくりの推進に取り組む。

事業の概要

地域のニーズを把握し、資源の発掘・活用、その地域で居場所を求めるこどもを居場所につなげる等、地域の居場所全体をコーディネートしたり、安定的で質の高い居場所の運営において必要となる、運営資金のやりくりや人材の活用・育成等の組織経営をサポートする人材の配置に対して財政支援を行う。

また、地方自治体と連携して実施される居場所づくりの取組に対し、その立ち上げ資金を補助する。

【こどもの居場所づくりコーディネーターの要件】

- ・ 地域の実情に応じたコーディネートができ、本事業を適切に行うことができると自治体が認めた者

【こどもの居場所づくりコーディネーターの業務内容】

- ・ 居場所に関する地域資源の把握
- ・ 居場所同士や関係機関等ネットワーク形成
- ・ その他、地域の実情等に応じて行う業務



実施主体等

【実施主体】 都道府県、市区町村

【補助率】 国1/2、都道府県・市区町村 1/2

【補助基準額案】 i) コーディネーター配置（１実施主体あたり）

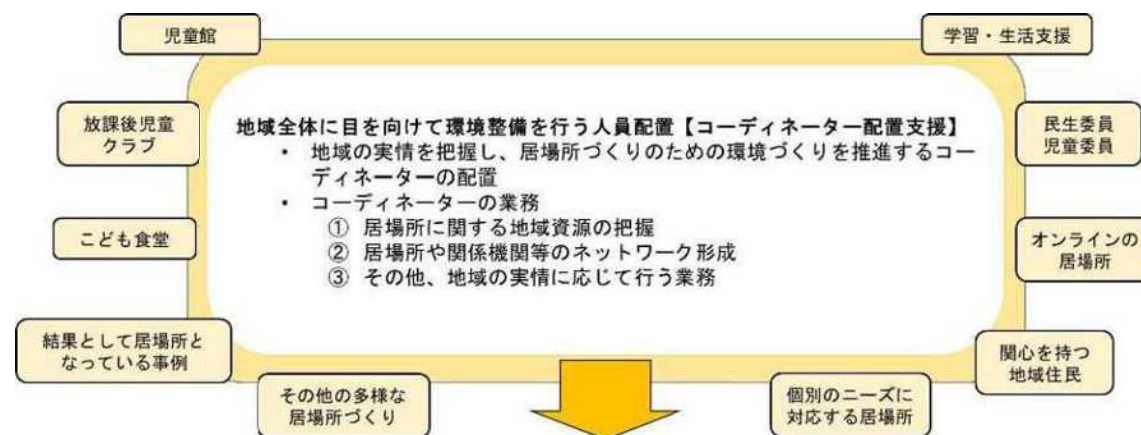
17,580千円（３名以上配置の場合）

11,846千円（２名配置の場合）

6,111千円（１名配置の場合）

ii) 居場所立ち上げ支援（１か所あたり）

50千円



全てのこども・若者が切れ目なく居場所を見つけることのできる社会の実現

＜こども政策推進事業費補助金＞ 令和7年度補正予算 5億円

事業の目的

- こどもの視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、地方自治体におけるこどもの居場所づくりの支援体制の構築等に必要な実態調査・把握や広報啓発活動の支援を行うとともに、NPO法人等が創意工夫して行う居場所づくりのモデル事業を継続して実施する。
- 本事業により、こどもの居場所づくりを促進するために有効と考えられる、「こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業」の実施率の向上につなげる。
- また、地域におけるこどもの諸問題に対応するべく、今後の児童館の活動を開発し、普及することを目的にモデル事業を実施する。
- (1)～(3)は「こどもの居場所づくりに関する指針」に基づく取組に対して、3年間（令和6年度～令和8年度）、(4)は3年間（令和7年度～令和9年度）で集中して支援を行い推進するものである。

事業の概要

(1) 実態調査・把握支援

居場所の有無をはじめ、こどものニーズ等の現状を把握するための実態調査を実施する地方自治体に対して、財政支援を行う。

(2) 広報啓発活動支援

こどもの居場所づくりを推進するために、以下に掲げるような広報啓発の取組を行う地方自治体に対して、財政支援を行う。

＜広報啓発の取組例＞

- ・ こどもと居場所等をつなぐためのポータルサイト等の制作・改修
- ・ 居場所マップの作製・配布
- ・ 人材の発掘に向けたシンポジウム等のイベントの実施 等

(3) NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援（モデル事業）

NPO法人等の民間団体が創意工夫して行う居場所づくりやこどもの可能性を引き出す取組への効果的な支援方法等を検証するためのモデル事業を実施。

＜想定されるテーマ例＞

- ・ 早朝のこどもの居場所づくり
- ・ 新たなテクノロジーを活用したこどもの居場所づくり
- ・ ユースを中心とした居場所づくり 等



(4) 児童館等を活用した地域課題解決モデル事業

すべてのこどもが利用できる児童館の特性を活かし、現行の「児童館ガイドライン」に示された内容を超え、今後期待される活動に取り組む自治体に対して事業費を補助する。

＜活動例＞ 小学生の生活の連続性に配慮した地域人材のコーディネート（学校支援人材や放課後児童支援員等の放課後支援人材の発掘、養成等）

実施主体等

(1) 実態調査・把握支援

【実施主体】都道府県、市区町村 【補助率】国 1/2、都道府県・市区町村 1/2
 【補助基準額】 1 都道府県あたり 7,489千円 1 指定都市あたり 5,842千円
 1 特別区・中核市あたり 3,683千円 1 市町村あたり 2,080千円

(2) 広報啓発活動支援

【実施主体】都道府県、市区町村 【補助率】国 1/2、都道府県・市区町村 1/2
 【補助基準額】 1 都道府県あたり 4,502千円 1 指定都市あたり 4,090千円
 1 特別区・中核市あたり 3,849千円 1 市町村あたり 2,107千円

(3) NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援（モデル事業）

【実施主体】都道府県、市区町村、民間団体（全国展開しているオンラインの居場所に限る）
 【補助率】国 10/10
 【補助基準額】 1 団体あたり 5,000千円（上限） ※同一団体の同一事業は採択しない。

(4) 児童館等を活用した地域課題解決モデル事業

【実施主体】都道府県、市町村
 【補助率】国 10/10
 【補助基準額】 1 自治体あたり 5,000千円



＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞ 令和8年度予算案 203億円の内数（180億円の内数）

事業の目的

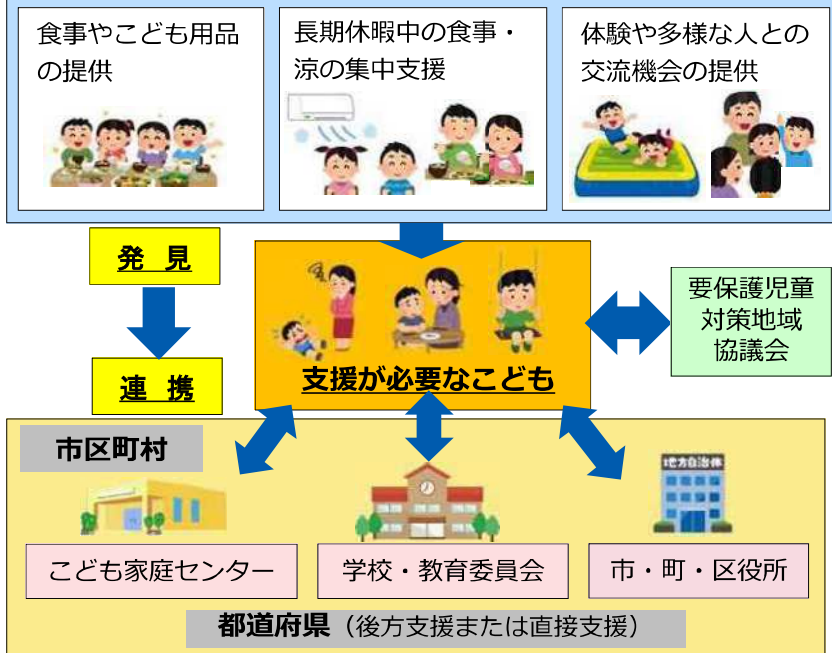
- 多様かつ複合的な困難に直面するこどもたちに対し、既存の福祉・教育施設に加え、地域にある様々な場所（こども家庭センター・放課後児童クラブ・公民館・商店街等）の活用を促して、安心安全で気軽に立ち寄ることができる食事等の提供場所を設ける。
- 支援が必要なこどもを早期に発見し、行政等の適切な支援機関につなげる仕組みをつくることによって、こどもに対する地域の支援体制を強化する。
- 行政との連携により、特に支援を必要とするこども（要保護児童対策地域協議会の支援対象児童として登録されているこども等）に寄り添うことで、地域での見守り体制強化を図る。

事業の概要

- ア 通常実施型（開催頻度等の要件なし）**
年間を通じて食事（こども食堂等）やこども用品（文房具、生理用品、おむつ等）の提供等を行う
➢ 長期休暇期間に通常より活動回数を増加した場合には加算を実施（※1、2）
- イ 長期休暇期間集中実施型（開催頻度等の要件あり）《新規》**
長期休暇期間中に集中的に、暑さ等対策の整った安全な居場所等で食事を提供（居場所モデル）、又はこども宅食やフードパントリーの実施による食事支援（宅食等モデル）を実施
- ウ 体験・交流・学習支援提供型《拡充》**
多様な人物との出会いを通じて将来像を考える機会や屋外活動等様々な体験機会の提供、学習支援を行う
- エ 備品等購入支援**
①立上げ支援：既存の福祉・教育施設、地域にある様々な場所での立上げ等を支援する
②継続支援：こどもの居場所等の事業を継続するための備品購入等を支援する
- オ 環境整備支援（地域でこども等を支援するための仕組みづくり）**
相談窓口の設置やコーディネーターの配置、地域のこども等の支援ニーズを把握するための研修等を行う
- カ その他上記に類する事業**
- 要支援児童等支援強化加算**
要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等に登録されているこども等の家庭の状況に応じ、行政と連携した寄り添い支援を行う場合には加算を実施
- 注1：ア～カを組み合わせる実施可能（エは①又は②いずれかのみ）
注2：アを実施するこども食堂等がイを実施することも可能

福祉・教育施設、地域における様々な場所

・支援ニーズを把握するための研修、地域人材をコーディネータ配置



実施主体等

【実施主体】 都道府県、市町村（特別区を含む）

【補助率】 国：2／3又は1／2、都道府県・市町村：1／3又は1／2

※補助率2／3の対象となるのは、財政力指数1未満の自治体のみ
財政力指数の低い自治体については、当該取組により捻出できた予算の範囲内で補助額を増額する場合がある

【補助基準額（1箇所当たり）】 最大15,743千円 要支援児童等支援強化事業と合わせて最大18,335千円

ア：3,140千円 ※1 長期休暇期間に通常より活動回数の増加を図った場合の加算：1,000千円 ※2 アを実施するこども食堂等がイを実施する場合は、アの加算は実施しない

イ：4,260千円 ウ：3,910千円 エ①：1,520千円 エ②：300千円 オ：2,913千円 カ：ア～オに準じる ○要支援児童等支援強化加算：2,592千円

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和 8 年度予算 463 億円の内数 (464 億円の内数)

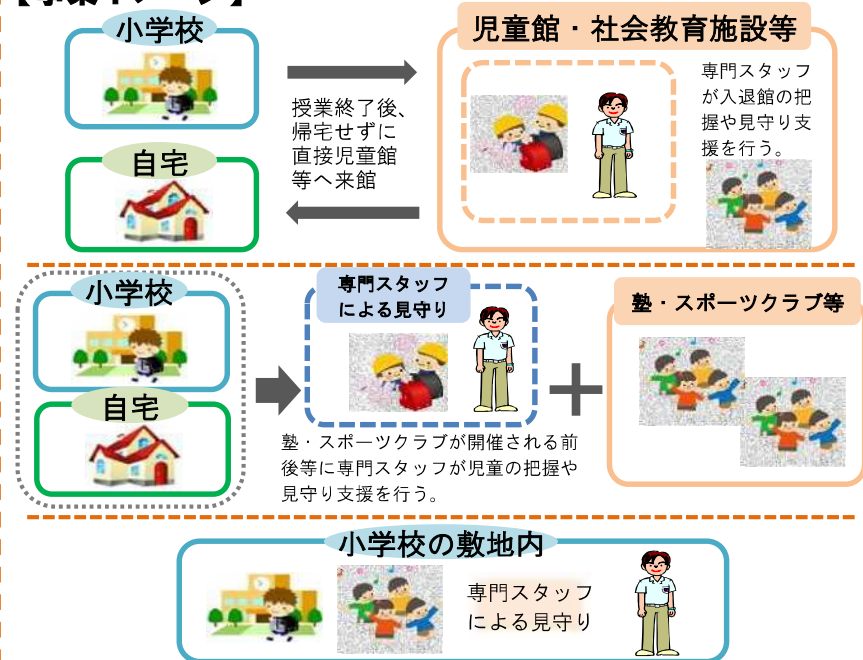
事業の目的

- 放課後児童クラブの利用申込みをしたにもかかわらず利用できない児童の受け皿や多様な居場所を確保する観点から、放課後児童クラブの待機児童が解消するまでの緊急的な措置として、待機児童が 10 人以上いる市町村において、児童館・公民館、小学校等に専門スタッフを配置し、入退館の把握や見守りを行い、放課後のこどもの居場所を提供する事業を実施する。

事業の概要

- 1 対象児童**：保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童や特別支援学校の小学部に就学している児童であり、放課後児童クラブを利用できない児童
- 2 職員体制**：市町村が適当と認めた者を 1 名以上配置。
- 3 開所日数等**：原則週 3 日以上、かつ 1 日 2 時間以上
- 4 実施場所**：児童館、公民館、小学校、塾・スポーツクラブなどの既存の社会資源を活用。
- 5 対象事業の要件**
 - (1) 本事業の対象は、放課後児童クラブの待機児童が 10 人以上生じている市町村（又は生じる見込みのある市町村）とする。
 - (2) 塾・スポーツクラブなどの習い事をしてこどもが過ごす時間帯は、本事業の補助対象とならない。
 - (3) 他の国庫補助を受ける場合は本事業の対象とならない。

【事業イメージ】



実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む。）※市町村が認めた者に委託等可

【補助率】国 1 / 3、都道府県 1 / 3、市町村 1 / 3

【補助基準額】①運営費：1,161 千円（年額） ②環境整備のための設備費等：500 千円（年額）

＜こども政策推進事業費補助金＞ 令和 8 年度予算 0.7億円

事業の目的

- 放課後児童クラブの待機児童が解消に至っていないことから、本事業では、待機児童が生じている都道府県・市町村が実施、提案する、放課後児童クラブに勤務する職員を確保するための先駆的な取組や民間事業者による放課後児童健全育成事業への参入を促進する事業の実施等に係る経費を補助することにより、放課後児童クラブの量的拡充を図り、もって待機児童の解消を図る。

事業の概要

- 放課後児童クラブの待機児童が生じている都道府県（待機児童数300人以上）・市町村（待機児童数100人以上）が、待機児童を解消する目的で、放課後児童クラブに勤務する職員を確保するため、事業の魅力発信を向上させる先駆的な取組や新たに民間事業者による放課後児童健全育成事業への参入を促進する事業等について、国において採択を行い、当該事業の実施等に係る経費を補助する。
ただし、既存事業（保育士・保育所支援センター設置運営事業、保育士や保育事業者等への巡回支援事業、職員の資質向上・人材確保等研修事業、子育て支援員研修事業）で対応できる事業内容については、対象外とする。

＜具体的な取組例＞

- ・ 都道府県内の大学や短大等の高等教育機関等と連携したインターンシップ派遣や放課後児童クラブの職場見学会の開催
- ・ シルバー人材センター等と連携した新たな担い手確保のための研修の開催
- ・ こどもの居場所を運営する団体や、スポーツクラブや塾等の民間企業等に対して、放課後児童クラブに参入することを促進する広報や研修等の実施
- ・ 放課後児童クラブの職場の魅力発信を向上させる広報・周知活動

実施主体等

【実施主体】 都道府県、市町村（都道府県：待機児童数300人以上、市町村：待機児童数100人以上）

※令和 8 年度に上記人数以上の待機児童が生じる見込みの場合も含む。

【補助率】 定額（国：10／10）

【補助単価（年額）】 都道府県：10,000千円、市町村：3,000千円

放課後児童クラブ待機児童対策支援実証等事業

現状と課題

- ・ 放課後児童クラブを増やしても待機児童が減らない（共働き家庭の増など）
- ・ 待機児童となった場合に、保護者は働き方を変えざるを得ない

対応案

新たに民間企業の参入を促す

- ・ 民間事業者の参入可能性の調査
- ・ 民間事業者参入についてわかりやすく発信
- ・ 既存事業者による見学会の実施

<令和 8 年度> 放課後児童クラブ待機児童対策支援実証等事業

▶ 民間事業者へのアンケートの実施

塾やスポーツクラブ以外にも放課後児童クラブへの参入に興味があったり、検討している業種がなにか把握するため、民間事業者に対して放課後児童クラブへの参入に対する意識等を調査する。

▶ 「民間事業者参入実践動画」の作成

既存の事業者の協力を得ながら実際の放課後児童クラブの運営に関する動画を作成し、放課後児童クラブに参入を検討している事業者や参入を決定した事業者に対して、より実践的な運営を理解してもらう。

▶ 既存事業者による説明会・見学会の実施

放課後児童クラブへの参入を検討している事業者に対して、既存事業者の協力を得て、説明会及び見学会を実施する。

未経験者も大歓迎！

きっと見つかる
あなたが働きたい

放課後
児童クラブ

就職フェア

2026

入退場自由・服装自由・参加費無料

埼玉県内 **5** 会場で開催

9月6日(日) 熊谷市 熊谷文化創造館 さくらめいと

9月13日(日) 川越市 ウェスタ川越

9月27日(日) さいたま市 与野本町
コミュニティセンター

10月11日(日) 川口市 川口総合文化センター
リリア

11月15日(日) 越谷市 サンシティホール



放課後児童支援員の
魅力紹介！【動画】



埼玉県HP

主催

埼玉県・埼玉県学童保育連絡協議会

共催：一般社団法人子ども・放課後サポートセンター

お問い合わせ

☎ 048-644-1571 FAX 048-644-1572

✉ gakudoust@yahoo.co.jp

詳細は
裏面で
チェック！

対象

新卒・既卒・転職をお考えの方
放課後児童クラブに興味のある方
経験者、保育士・教員・社会福祉士などの資格をお持ちの方

プログラム

受付 12:30～ **様々な事業所に出会えるチャンス！**

01 オープニングセミナー

13:00～14:00

- ・現役支援員から現場の話を聞いてみよう
- ・埼玉県こども支援課からの事業説明



出展事業者多数！

こちらから確認できます▼



02 個別相談会

14:00～16:00

参加事業者ブースを自由に回って相談してみよう！

会場案内

9月6日(日)

熊谷会場
熊谷文化創造館
さくらめいと
会議室 1
JR高崎線熊谷駅南口
徒歩15分(バスあり)



10月11日(日)

川口会場
川口総合文化センター
リリア
大会議室
JR京浜東北線
川口駅西口直結
徒歩1分



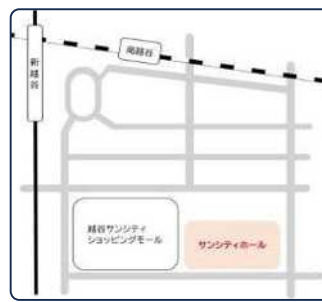
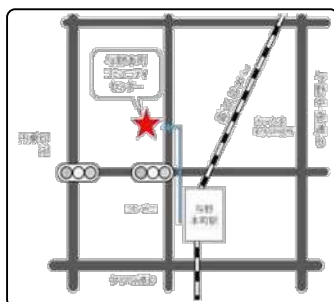
9月13日(日)

川越会場
ウェスタ川越
活動室 1・2
JR・東武川越駅西口
徒歩5分



11月15日(日)

越谷会場
サンシティホール ポルティコホール
JR武蔵野線 南越谷駅
東武スカイツリーライン新越谷駅 徒歩3分



9月27日(日)

さいたま会場
与野本町
コミュニティセンター
多目的ホール (大)
JR埼京線与野本町駅西口
徒歩3分

共同親権の相談支援

【予算額】11,405千円

資料（４）

新規

担当 こども政策課 手当・ひとり親支援担当
内線 3204

目的

共同親権導入後もひとり親世帯の親子が安心して生活ができるよう、共同親権に関する不安解消を目的に相談窓口を開設するとともに、養育費が安定して支払われるように養育費請求に関する裁判費用等を補助する。

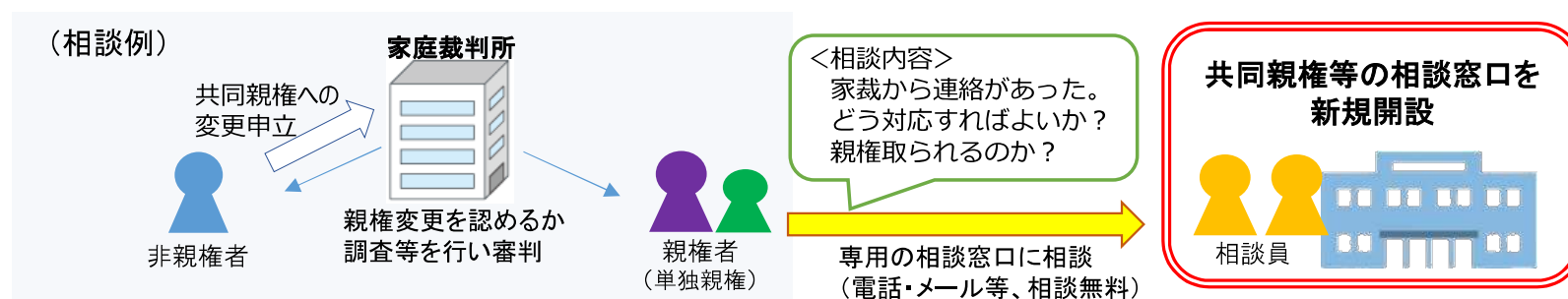
事業概要

1 共同親権の相談支援

11,405千円

（１）共同親権等相談窓口の開設（新規） 5,965千円

DV等を理由に離婚したひとり親世帯の親権者が、非親権者（前夫・前妻）から共同親権を求められた場合の対応等に関する相談窓口を開設



（２）養育費確保（差押え等）の支援（新規） 5,440千円

「法定養育費」「先取特権」の導入により、養育費の請求や差押え（強制執行）を希望する世帯が差押え手続きを進められるように弁護士相談費用等を補助

〔対 象〕 県内町村在住のひとり親世帯

〔補助基準額〕 ・ 差押えに関する弁護士相談費用補助 15千円
・ 強制執行経費補助（弁護士費用（着手金）、印紙代等） 150千円

地域少子化対策重点推進交付金（令和８年度）

地域少子化対策重点推進事業（補助率：3/4、2/3、1/2）※財政力指数に応じて補助率の変更あり

自治体が行う以下の事業を支援

ライフデザイン・結婚支援 重点推進事業

補助率 **3/4**

- ・自治体間連携を伴う取組
- ・若い世代の描くライフデザイン支援
- ・地域の結婚支援ボランティア・事業者等を活用した
伴走型結婚支援の充実

補助率 **2/3**

- ・上記以外の事業



結婚支援 コンシェルジュ事業

補助率 **3/4**

都道府県に、結婚支援の専門的な知見を持つ者をコンシェルジュとして配置し、自治体の結婚支援を技術面・情報面から支援するとともに、国・自治体・地域の連携を強化



結婚、妊娠・出産、子育てに温かい 社会づくり・気運醸成事業

補助率 **2/3**

- ・自治体間連携を伴う取組
- ・地域全体で結婚・子育て、子育てと仕事の両立や多様な働き方を応援する気運醸成
- ・育児休業取得と家事・育児分担の促進

令和７年度の重点メニュー「地域全体で結婚・子育てを応援する気運醸成」と「子育てと仕事の両立と多様な働き方の促進」を統合

補助率 **1/2**

- ・上記以外の事業



結婚・妊娠・共育での相談機会提供・支援プログラム（補助率：2/3、1/2）

ライフデザイン支援講座やプレコンセプションケアに関する講座等を受講した新婚世帯を対象に、自治体が、家賃、引越費用等を補助する取組を支援

【対象世帯】 夫婦ともに39歳以下かつ世帯所得500万円未満

【対象費用】 婚姻に伴う住宅取得費用、住宅リフォーム費用、住宅賃借費用、引越費用

【補助上限】 夫婦ともに29歳以下：60万円 夫婦ともに39歳以下（左記を除く）：30万円

- 都道府県主導型市町村連携コース（補助率：2/3）※左記以外は一般コース（補助率：1/2）

都道府県が主導し、管内市町村における取組の面的拡大を図りつつ、地域における切れ目ない結婚・子育て支援体制の構築を促進



令和7年度からの主な変更点

●令和8年度予算を活用する事業については、下記のとおり補助率の引き上げ、かさ上げを行う。

- ・財政力指数1.0以上の自治体は、一律補助率を1/2とする。(※)
- ・財政力指数の低い自治体については、(※)により捻出できた予算の範囲内で補助額を増額する場合がある。

●ライフデザイン・結婚支援重点推進事業

- ・令和7年度重点メニュー「AIを始めとするマッチングシステムの高度化・地域連携」及び「結婚支援事業者との官民連携型結婚支援」を一般メニューに移行。
- ・令和7年度重点メニュー「地域の結婚支援ボランティア・事業者等を活用した伴走型結婚支援の充実」の結婚支援ボランティアの計画的育成については、一般メニューに移行。

●結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・気運醸成事業

- ・令和7年度重点メニュー「地域全体で結婚・子育てを応援する気運醸成」と「子育てと仕事の両立と多様な働き方の促進」を統合し、新たに「地域全体で結婚・子育て、子育てと仕事の両立や多様な働き方を応援する気運醸成」を創設
- ・重点メニュー「ICT活用・官民連携等による結婚支援等の更なる推進のための調査研究」を一般メニューに移行。
- ・企業等が行う婚活イベント等に対する補助を可とする。(気運醸成事業の一般メニューに追加)

企業・団体がその構成員及び地域や他企業・団体の構成員のために、出会いの機会・場を提供することによって、結婚を希望する者の新たなマッチングの可能性を創出するための取組

●結婚・妊娠・子育ての相談機会提供・支援プログラム(旧 結婚新生活支援事業)

・事業名を「結婚・妊娠・子育ての相談機会提供・支援プログラム」に変更

・対象となる世帯の要件に次のいずれかを受講することを追加。
(次の①②④については、受講のほか講座の運営補助・ボランティアによる参加も含む。)

- ①ライフデザイン支援講座(乳幼児とふれあう体験や子育て世帯との意見交換を含む。)
 - ②プレコンセプションケアに関する講座
 - ③医療機関への妊娠・出産に係る相談
 - ④共家事・子育て講座(男性の家事・育児参画のための講座を含む。)
- の受講

～結婚・妊娠・子育ての相談機会提供・支援プログラム～

ライフデザイン支援講座やプレコンセプションケアに関する講座等を受講した新婚世帯を対象に、自治体が行う家賃、引越費用等を補助する取組を支援するもの。

対象となる世帯

新規に婚姻した世帯(令和8年1月1日から令和9年3月31日の間)であって、夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下かつ世帯所得500万円未満の世帯
※ 事業実施自治体は、地域の実情に応じて年齢要件、世帯所得要件等を設定可(ただし、自治体の経費負担)

次のいずれかを受講

- ① ライフデザイン支援講座
- ② プレコンセプションケアに関する講座
- ③ 医療機関への妊娠・出席に係る相談
- ④ 共家事・子育て講座

補助上限額

夫婦共に29歳以下:60万円 左記以外:30万円 (いずれも1世帯当たり)

※ 受給額が補助上限額に達しなかった世帯は、次年度に限り補助の対象とできる

対象となる費用

- ① 住宅の取得費用
- ② 住宅のリフォーム費用
- ③ 住宅の賃借費用
- ④ 引越費用



補助率

都道府県主導型市町村連携コース(補助率:2/3)

下記(1)から(5)までの内容を全て満たす都道府県における(3)に規定する連携自治体

- (1) 都道府県が、結婚・妊娠・子育ての相談機会提供・支援プログラム(以下「支援プログラム」という。)を実施する市町村の面的な拡大方策を策定すること。
- (2) 地域が抱える課題を解決する協議会等を設け、原則、管内全自治体に参加すること。また、都道府県においては、少子化対策担当部局に加え、産業労働担当部局(賃上げ、三位一体の労働市場改革、共働き・子育てなどの取組を所管する部局)が参加すること。
- (3) 都道府県が、地域少子化対策重点推進事業(重点メニュー及び結婚支援コンシェルジュ事業に限る。)の中から2つ以上の取組を実施し、支援プログラムを実施する市町村と連携すること。
- (4) 都道府県が、上記(3)に規定する連携自治体の協力の下、支援プログラムの認知度向上のための広報を実施すること。
- (5) こども家庭庁が実施する事業の実施状況に関する調査等(フォローアップ)に協力すること。

一般コース(補助率:1/2)

上記以外の自治体

【埼玉県】 結婚ムーブメント推進事業 12,000千円

オンラインによる結婚相談・伴走型支援

2,000千円 (国3/4 オンライン等による婚活相談・伴走型支援)
(国2/3 結婚支援ボランティア等の計画的育成)

結婚支援に関するボランティアや相談員等を選定し、国の定める育成モデルプログラムを受講した上で、相談業務に従事させる。県は官民共同で設置した「SAITAMA出会いサポートセンター」（通称「恋たま」）で、市町村は各市町村にて相談対応を実施

内容

- ・ オンラインによる結婚相談 週2回
- ・ 恋たま及び各市町での相談会

市町村の参画内容

- ・ 各市町での相談会の実施（一部市町は共同開催の可能性あり）
- ・ 結婚支援ボランティアの選定
- ・ 事業の広報（各市町SNSでのPR、チラシ、動画の掲示等）

結婚支援コンシェルジュ

10,000千円 (国3/4 結婚支援コンシェルジュ)

結婚支援コンシェルジュの活用により、「恋たま」事業及び市町村が実施する結婚支援に対する取り組みの深化を図る。

内容

- ・ コンシェルジュの任用
➡週5日フルタイム×2人
（協議会へ業務委託し、協議会が任用）
- ・ 各市町村や企業へのサポート・新規開拓

市町村の参画内容

- ・ コンシェルジュとの、課題や市町村の取組方針およびイベントやセミナーの開催情報の共有

令和8年度当初予算



若者の出会いの応援

【予算額】8,910千円

新規

 担当 こども政策課 こどもまんなか担当
 内線 3381

目的

結婚したいと思いつつも行動していない人に対し、出会いや結婚に向けた活動を支援する。

事業概要

1 若者の出会い応援事業

8,910千円

新規・拡充内容

➤ 結婚したいと思いつつも行動していない人に働きかける【新規】

未婚者の約5割にあたる結婚したいと思いつつも相手を見つける行動をしていない人に対し、インターネット広告等を活用した情報発信や出会い交流イベントを実施する。

R6こども家庭庁調査



(1) インターネット広告等を活用した情報発信（新規）

4,950千円

- インターネット広告（Instagram、X、YouTube等）と県ホームページで、出会いへの関心を引き出す情報や出会い交流イベント等の情報を発信
 - 動機づけ → 出会い交流イベントやSAITAMA出会いサポートセンター（恋たま）登録など婚活へ

出会いへ

(2) 出会い交流イベント「埼玉で、つながろう。」の開催（新規）

3,960千円

- 埼玉県の魅力を発信する埼玉県広報アンバサダーとともに、県内の地域資源を活かして楽しく交流するイベントを開催（年3回）
- 市町村に企画段階から関わってもらい、地域資源の魅力をフル活用
- 恋たまの特長、成婚者のエピソード等を紹介
 - 恋たま登録へ

イベント予定

①9月上中旬	所沢市	角川武蔵野ミュージアム、武蔵野坐令和神社
②11月上旬	行田市	忍城(花手水)
③1月上旬	さいたま市	さいたまスイーツ

婚活へ

SAITAMA出会いサポートセンター


 20代の
 利用登録料
 無料サービス
 （期間限定）

婚活へ

令和8年度当初予算

【予算額】8,056千円



— 成婚700組突破記念で700人 —

20代限定! 利用登録料無料キャンペーン

対象者

- 結婚を希望し、自ら婚活する意思のある20～29歳(登録時点)の独身男女
- 埼玉県内に在住、在勤、または近い将来埼玉県への移住をお考えの方
- 電話回線のあるスマートフォンをお持ちで、自ら支障なく操作できる方

登録期間

令和8年4月24日(金)～令和9年1月31日(日)

※ 予算上限に達し次第、終了となります。

※ 活動開始は、令和8年7月1日(水)以降です。

登録人数

700人(予定)

利用登録料

無料(2年間有効)

※ 通常、利用登録料は16,000円(税込、2年間有効)で、お住いの市町村またはお勤めの企業・団体が企業会員の場合は11,000円(税込、2年間有効)に割引されます。

埼玉県の働き方改革推進の取組について（男性育休・両立支援関係）

資料（7）

企業向け支援

- **働き方改革セミナー（テーマ：男性育休）の開催**
 - ・ 男性の働き方見直しの取組についての講義、企業の先進事例を紹介
- **男性育休取得促進に取り組む企業へのアドバイザー派遣**
 - ・ 社会保険労務士などのアドバイザーを派遣し、企業の課題解決を支援
- **「男性育休推進宣言企業」制度**
 - ・ 男性の育児休業取得を推進している企業を登録し、宣言内容を広く発信
★登録企業：442社2,095事業所（令和8年5月末時点）
- **「男性育休推進員」によるアドバイス**
 - ・ 育休取得しやすい職場環境整備に取り組む企業に対し、実績のある企業がアドバイスを行う



労働者向け支援

- **仕事と生活の両立支援窓口**
 - ・ 仕事と子育ての両立に悩む労働者を対象に、専門の相談員が、電話等による相談・情報提供を行う

専用ダイヤル **048-830-4515**

仕事の継続にお悩みの方

**仕事と生活の
両立支援
相談窓口**

介護、子育て、病気治療などで仕事の継続にお悩みの方は、まずはこちらまでご相談ください。相談員がお答えするほか、必要なサービスの提供窓口のご案内や、役に立つ情報の提供も行います。

市町村の皆様へ

- ✓ 隔週火曜に夜間相談(19時まで)を実施しています
- ✓ リンク用バナーもございますので、貴市町村のホームページにリンクを貼っていただけますと幸いです

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0809/rodo/seikatsu-ryouritsu/index.html>

介護・子育て・病気治療中でも「働く」を諦めない

**仕事と生活の
両立支援相談窓口**

SAITAMA

➤ 男性の育休取得を推進する企業の表彰

- ・ 男性の育児休業取得をきっかけとした職場改革に取り組む県内中小企業を「パパ育休から始める埼玉職場改革大賞」（旧・埼玉PX大賞）として表彰
- ・ 受賞企業の取組を表彰式や県ホームページ等を通じて広く発信することにより、受賞企業のイメージアップや人材の確保に繋がっていただくとともに、他の企業へ取組の普及を図っていく



「第2回埼玉PX大賞」の実施結果



大賞	サーパス工業株式会社（行田市）
奨励賞	株式会社臼田（さいたま市） 株式会社Gourd（さいたま市） 株式会社高砂精密（川越市） 松本興産株式会社（小鹿野町）

市町村の皆様へ

- ✓ 現在、第3回パパ育休埼玉職場改革大賞への応募企業を募集中です（8/31(月)まで）
- ✓ 貴市町村管内に男性の育休取得に積極的な中小企業がございましたら、ぜひ応募をお勧めしていただけますようお願いいたします

第3回パパ育休から始める
埼玉職場改革大賞（旧・埼玉PX大賞）

男性の育休取得と働き方見直しに積極的な中小企業を表彰します!!

応募締切 **8/31**

埼玉県では、県内企業における男性の育休取得を促進するため、企業への取組を評価して表彰を行います。応募の趣意からの応募を歓迎いたします。

朝のこどもの居場所づくりモデル事業 実施概要

【概要】	
こどもの小学校入学に際して、保育所の預かり開始時間と小学校の登校時間の差により保護者等が仕事等を変更せざるを得ない状況になること、いわゆる「朝の小1の壁」解消に向けて、小学校等でこどもを預かる「朝のこどもの居場所」づくりモデル事業を実施する市町村に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。	
1 実施期間	令和7年度～令和8年度
2 補助内容	見守りを実施する者の人件費、環境整備のための経費（利用登録証、鍵等の消耗品費など） など
3 補助基準額	2, 000千円(1箇所あたり)

No.	項目	志木市	行田市	毛呂山町	富士見市	上尾市	和光市
1	実施場所 ※箇所数は今後の見込み含む	小学校に隣接する生涯学習施設(1箇所)	小学校内にある放課後児童クラブ(1箇所)	小学校内外にある放課後児童クラブ(4箇所)	小学校内にある放課後児童クラブ(11箇所)	小学校内にある体育館(1箇所)	小学校内にある児童館(1箇所)
2	実施時期	令和7年6月から実施	令和8年1月から実施	令和7年10月から実施	令和7年11月から実施 (令和8年4月時点では4校、そのほかは7月～、10月～順次実施)	令和8年9月から実施予定	令和8年4月から実施
3	運営団体	市社会福祉協議会	社会福祉法人	・放課後児童クラブを運営するNPO法人	シルバー人材センター(人材派遣)	検討中	市社会福祉協議会(児童館の指定管理事業者)
4	開所概要	・長期休業期間含めて実施予定(土日祝日・年末年始を除く) ・開所時間:7:00～8:00 ・開所頻度:週5日	・開所時間:7:00～8:00 ・開所頻度:週5日(利用者がいる場合のみの開所も想定)	・開所時間:7:00～8:00 ・開所頻度:利用者がいる場合のみ	・長期休業期間含めて実施予定(土日祝日・年末年始を除く) ・開所時間:7:00～8:00 ・開所頻度:週5日	・開所時間:7:00～8:00 ・開所頻度:週5日	(長期休業期間(春・夏・冬休み)は実施しない) ・開所時間:7:00～8:00 ・開所頻度:週5日
5	見守り員	・配置人数:3人(1日あたり) ・勤務時間:1. 5時間(1日あたり) ・資格要件:設定なし	・配置人数:2人(1日あたり) ・勤務時間:2時間(1日あたり) ・資格要件:設定なし	・配置人数:2人(1日あたり) ・勤務時間:1時間(1日あたり) ・資格要件:設定なし	・配置人数:2～3人(1日あたり) ・勤務時間:1. 5時間(1日あたり) ・資格要件:設定なし	・配置人数:3人(1日あたり) ・勤務時間:1. 5時間(1日あたり) ・資格要件:設定なし	・配置人数:3人(1日あたり) ・勤務時間:1. 5時間(1日あたり) ・資格要件:設定なし
6	利用要件、利用料等	・利用要件あり(小学校指定あり、保護者就労要件あり) ・利用料徴収なし	・利用要件あり(小学校指定あり、保護者就労要件あり) ・利用料徴収あり	・利用要件あり(保護者等の就労要件あり) ・利用料徴収あり	・利用要件あり(利用可能な学年の指定あり) ・利用料徴収なし	・利用要件あり(小学校指定あり、保護者就労要件あり) ・利用料徴収なし	・利用要件あり(小学校指定あり) ・利用料徴収なし